

# 一般財団法人兵庫県学校厚生会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人兵庫県学校厚生会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (剰余金の分配)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 この法人は、教育関係者の文化・福祉の向上と生活の安定を図るとともに、教職員の共済制度に関する条例（昭和38年兵庫県条例第73号。以下「教職員共済条例」という。）に基づき、会員（第41条の会員をいう。以下同じ。）である教職員の相互共済及び福利を増進し、併せて児童生徒の健全育成及び地域文化の振興を図ることをもって、兵庫県教育の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する共済・貸付事業
- (2) 教育関係者の福祉の向上と生活の安定を図るための福利厚生に関する事業
- (3) 教育関係者の文化と教養に関する事業
- (4) 地域文化の振興に関する事業
- (5) 児童生徒の健全育成に関する事業
- (6) 自然災害遺児への就学支援に関する事業
- (7) 教育研究助成に関する事業
- (8) 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (9) 生活用品及び教育用品の販売に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善

良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第7条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第8条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第9条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第2号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 財務諸表の注記

(5) 附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 機関

### 第1節 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に、評議員8名以上14名以内を置く。ただし、評議員の過半数以上は会員でなければならない。

2 評議員のうち、1名を評議員会を代表する評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員会長は、評議員会において評議員の互選により選定する。

3 評議員は、この法人の理事、監事、会計監査人又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**(評議員に対する報酬等)**

**第13条** 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

**第2節 評議員会**

**(構成)**

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。ただし、評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を選出する。

**(権限)**

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表の注記及び附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(決議)**

**第18条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第19条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

**第20条** 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

### 第3節 役員

(役員設置)

**第21条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事13名以上21名以内
- (2) 監事7名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、専務理事を2名以内、常務理事を4名以内置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

**第22条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、会計監査人又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

**第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第26条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

**第27条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

#### (役員等の責任の軽減)

**第28条** この法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等との間に、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、0円以上又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。

### 第4節 理事会

(構成)

**第29条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長となる。

(権限)

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

**第31条** 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

(決議)

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第33条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

**第34条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

**第5節 会計監査人**

(会計監査人)

**第35条** この法人に、会計監査人を置く。

(選任)

**第36条** 会計監査人は、公認会計士又は監査法人とし、監事の過半数の同意を得て、評議員会の決議によって選任する。

(職務及び権限)

**第37条** 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書を監査し、会計監査報告を作成しなければならない。

- 2 会計監査人は、いつでも会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(任期)

**第38条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

**第39条** 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務遂行上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。
  - 3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

**第40条** 会計監査人の報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会が別に定める。

## 第5章 会員

(会員)

**第41条** この法人の会員は、公立学校共済組合兵庫支部の組合員である教職員及びその退職者とする。

- 2 前項の規定による会員のほか、前項に準ずるものとして理事会が承認したものを会員とすることができる。
- 3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局の設置)

**第42条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営その他必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第43条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第11条についても適用する。

(解散)

**第44条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

**(残余財産の帰属)**

**第45条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第8章 公告の方法**

**(公告の方法)**

**第46条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

**第9章 補則**

**(委任)**

**第47条** 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

**附 則**

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、泉雄一郎とする。

4 この法人の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。

有限責任あずさ監査法人

**附 則**

1 この定款は、平成25（2013）年6月11日から施行する。

**附 則**

1 この定款は、平成26（2014）年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

1 この定款は、平成28（2016）年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款は、2019年6月18日から施行し、同年5月1日から適用する。
- 2 この定款の附則については、平成31（2019）年4月30日以前の表記は年号の後ろに西暦を表記し、2019年5月1日以降については西暦で表記する。

附 則

- 1 この定款は、2022年6月17日から施行する。

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	991.72 m <sup>2</sup> 神戸市中央区北長狭通4丁目7番11
建物	3954.86 m <sup>2</sup> 神戸市中央区北長狭通4丁目7番11 兵庫県学校厚生会館 地上7階 地下1階